

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準

制 定 令和4年12月8日 4環バ第246号
4農産第3496号
最終改正 令和8年1月8日 7環バ第346号-1
7農産第3779号
7畜産第2111号

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課長
農 産 局 長
畜 産 局 長

 通知

第1 都道府県配分額の決定

次に掲げる1により推進事業（別表1の（1）から（6）までの事業をいう。以下同じ。）、科学技術振興事業（別表1の（7）から（11）までの事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表1の（12）から（15）までに掲げる事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

交付等要綱第5に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

（1）次の順序・方法により配分額を算定・配分することとする。

ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、別表1の（2）について、配分可能額が事業実施計画に係る要望額の合計額を下回る場合は、みどりの食料システム戦略をより効果的に推進するため、配分対象となる事業実施計画のポイントに応じ、減額して配分することができるものとする。

（2）同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分する。

ア 同一事業の配分の場合

要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内において、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。

イ 異なる事業の配分の場合

(ア) 各事業及び同一事業内において、複数の事業内容がある場合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

(イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の数で割り算して平均要望額を算定する。

(ウ) 各事業実施計画の要望額を (イ) で算定した平均要望額で割り算して得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。

(エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

(3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。ただし、(1) のただし書に該当する場合の下限についてはその限りではない。

2 配分結果の公表

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を通知するものとする。

(1) 都道府県別の要望件数

(2) 都道府県別の配分対象件数

3 留意事項

(1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、当該事業を取り下げ、中止又は廃止するものとする。

ただし、北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取り下げ、中止、又は廃止した場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年12月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による

附 則

- 1 この通知は、令和8年1月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による

別表 1

区 分
推進事業
(1) 環境負荷低減活動定着サポート
(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
(3) バイオマスの地産地消（推進事業）
(4) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業
(5) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業
(6) 先進的有機農業拡大促進事業
科学技術振興事業
(7) グリーンな栽培体系加速化事業
(8) グリーンな飼養体系加速化事業
(9) 省エネルギー型ハウス転換事業
(10) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
(11) 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業
整備事業
(12) バイオマスの地産地消（整備事業）
(13) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業
(14) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業
(15) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

別表 2 (事業実施計画に対する評価の基準)

1 共通項目 (上限: 21 点)

必須項目及び配点基準		ポイント
有効性・実現性・先進性・普及性	<p>① 事業実施計画の取組内容について、次に掲げるアからエを全て満たす場合 次に掲げるアからエのうち、満たしていない項目が1つ以上ある場合</p> <p>ア みどりの食料システムに掲げたK P I (重要業績評価指標) に貢献する取組となっている。</p> <p>イ 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっている。</p> <p>ウ 事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できる。</p> <p>エ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できる。</p>	4 不選定
加算項目		
特定区域の設定等	<p>②- 1 事業実施地域が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含み、事業実施計画の取組内容が特定区域で求める事業活動と合致している場合。</p>	5
	<p>②- 2 以下のいずれか、又は両方に該当している場合。</p> <p>ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は令和7年度末までに認定が見込まれる者が含まれる場合</p> <p>イ 事業実施地域の全部若しくは一部において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている又は令和7年度末までに締結される見込みがある場合。</p>	5
その他		
労働環境改善	<p>③ 事業実施主体等が以下の取組をしている場合。</p> <p>ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれている場合、その過半が、労働時間、休日、休憩、時間外及び休日の労働の項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定している。</p>	

	イ 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれていない場合、事業実施主体が農林漁業者向けに労働環境改善（労働基準法の準拠、労働・社会保険への加入等）に関する研修等を令和7年度中に実施した又は実施予定である。	2
継続事業	④ 過年度同一事業において、複数年度実施計画として成果目標を設定し交付決定された事業のうち、2年目以降に実施する事業実施計画の場合。ただし、別表1の（9）から（12）の事業は除く。 なお、前年度に有機農業実施計画の策定に取り組んだ上で、当該計画に基づく取組を行う別表1の（2）の事業実施計画の場合も加算とする。	5

2 事業別項目（上限：46点）

（1）－1 環境負荷低減活動定着サポート

	評価項目及び配点基準	ポイント
法との関連性	⑤－1 事業実施主体の管内において、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「みどり計画」という。）又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定数について、基本計画に目標を定めている。	3
	⑤－2 ア又はイのいずれかを選択。 ア 事業実施主体の管内において、みどり計画の認定について、複数の農林漁業者が一つの申請（グループ申請）によって受けている場合又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある場合。 イ 事業実施主体の管内において、特定計画の認定がされている場合又は令和7年度末までに認定される見込みがある場合。	3
	⑤－3 みどりトータルサポートチームの構成員として、法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者が参加している場合。	3
	⑤－4 事業実施主体の管内において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている又は令和7年度末までに締結される見込みがある。	4
	⑥－1 みどりトータルサポートチームの構成員について、基本	

支援体制	<p>計画の作成主体となっている市町村が以下のいずれかの場合。</p> <p>ア 該当する全市町村が参加している。</p> <p>イ 該当する市町村の 90%以上が参加している。</p> <p>ウ 該当する市町村の 80%以上が参加している。</p> <p>エ 該当する市町村の 70%以上が参加している。</p>	6
	<p>⑥-2 みどりトータルサポートチームの構成員について、次に掲げる構成員が参加している場合、いずれかを選択。</p> <p>ア 生産面（農業協同組合、農業支援サービス事業者、民間農業指導機関、ベテラン農業者等）及び販売・経営面（日本政策金融公庫、税理士、中小企業診断士、消費者団体、食品事業者、流通事業者等）の専門知識を持つ者が両分野で 1 者以上参加している。</p> <p>イ 生産面（農業協同組合、農業支援サービス事業者、民間農業指導機関、ベテラン農業者等）又は販売・経営面（日本政策金融公庫、税理士、中小企業診断士、消費者団体、食品事業者、流通事業者等）の専門知識を持つ者が各分野のどちらかで 1 者以上参加している。</p>	6
	<p>⑥-3 みどりトータルサポートチームの構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けている又は令和 7 年度末までに認定が見込まれる者若しくは、第 13 条第 1 項に規定する開発供給事業の実施に関する計画の認定を受けている又は事業終了時までに認定を受けることが確実である者が参加している場合。</p>	3
	<p>⑥-4 みどりトータルサポートチームの構成員について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項及び第 3 項に規定する地域計画の目標地図（以下「目標地図」という。）にみどり計画又は特定計画の認定を受けている者を位置付けている市町村が参加している場合、又は目標地図に位置付けられた農業者が参加している場合。</p>	2
	<p>⑦-1 みどりトータルサポートチームの活動として、次に掲げる生産面の課題解決サポート活動を実施する計画である場合。</p> <p>ア イ及びウの取組を実施する場合</p> <p>イ 助言・指導活動の実施</p> <p>ウ スキルアップ支援活動の実施</p>	3
	<p>⑦-2 みどりトータルサポートチームの活動として、次に掲げる販売・経営面の課題解決サポート活動を実施する計画である場合。</p>	2

実効性	ア イ及びウの取組を実施する場合	3
	イ 助言・指導活動及びスキルアップ支援活動の実施	2
	ウ 消費者に対する理解醸成の実施	2
	⑦-3 みどりトータルサポートチームの活動として、みどり計画の認定の拡大・定着に係る活動を実施する計画である場合。	3
	⑦-4 みどりトータルサポートチームの活動として、モデル的取組の都道府県域への横展開を実施する計画である場合。	4
⑦-5 みどりトータルサポートチームの活動として、地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成に係る課題解決サポート活動を行う計画である場合。	ア イ及びウの取組を実施する場合	4
	イ 特定計画の作成・認定に向けた支援活動	2
	ウ 有機協定の締結に向けた支援活動	2

(1) - 2 環境負荷低減活動定着サポート（専門指導員の育成に取り組む場合）

	評価項目及び配点基準	ポイント
法との関連性	⑤-1 事業実施主体の管内において、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「みどり計画」という。）又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定数について、基本計画に目標を定めている。	3
	⑤-2 ア又はイのいずれかを選択。 ア 事業実施主体の管内において、みどり計画の認定について、複数の農林漁業者が一つの申請（グループ申請）によって受けている場合又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある場合。 イ 事業実施主体の管内において、特定計画の認定がされている場合又は令和7年度末までに認定される見込みがある場合。	3
	⑤-3 みどりトータルサポートチームの構成員として、法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者が参加している場合。	2
	⑤-4 事業実施主体の管内において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「有機協定」という。）が締結されている又は令和7年度末までに締結される見込みがある。	3

支援体制	⑥-1 みどりトータルサポートチームの構成員について、基本計画の作成主体となっている市町村が以下のいずれかの場合。 ア 該当する全市町村が参加している。 イ 該当する市町村の90%以上が参加している。 ウ 該当する市町村の80%以上が参加している。 エ 該当する市町村の70%以上が参加している。	5 4 3 2
	⑥-2 みどりトータルサポートチームの構成員について、次に掲げる構成員が参加している場合、いずれかを選択。 ア 生産面（農業協同組合、農業支援サービス事業者、民間農業指導機関、ベテラン農業者等）及び販売・経営面（日本政策金融公庫、税理士、中小企業診断士、消費者団体、食品事業者、流通事業者等）の専門知識を持つ者が両分野で1者以上参加している。 イ 生産面（農業協同組合、農業支援サービス事業者、民間農業指導機関、ベテラン農業者等）又は販売・経営面（日本政策金融公庫、税理士、中小企業診断士、消費者団体、食品事業者、流通事業者等）の専門知識を持つ者が各分野のどちらかで1者以上参加している。	4 2
	⑥-3 みどりトータルサポートチームの構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けている又は令和7年度末までに認定が見込まれる者若しくは、第13条第1項に規定する開発供給事業の実施に関する計画の認定を受けている又は事業終了時までに認定を受けることが確実である者が参加している場合。	2
	⑥-4 みどりトータルサポートチームの構成員に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項及び第3項に規定する地域計画の目標地区（以下「目標地区」という。）にみどり計画又は特定計画の認定を受けている者を位置付けている市町村が参加している場合、又は目標地区に位置付けられた農業者が参加している場合。	2
	⑥-5 専門指導員の育成について、次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算。 ア 新規の専門指導員について、10人以上を育成する計画である。 イ 新規の専門指導員について、5人以上を育成する計画である。 ※1人が種別の異なる専門指導員を担う場合は、種別に応じた	4 2

	人数として扱うこととする。	
実効性	⑦-1 みどりトータルサポートチームの活動として、次に掲げる生産面の課題解決サポート活動を実施する計画である場合。 ア イ及びウの取組を実施する場合 イ 助言・指導活動の実施 ウ スキルアップ支援活動の実施	3 2 2
	⑦-2 みどりトータルサポートチームの活動として、次に掲げる販売・経営面の課題解決サポート活動を実施する計画である場合。 ア イ及びウの取組を実施する場合 イ 助言・指導活動及びスキルアップ支援活動の実施 ウ 消費者に対する理解醸成の実施	3 2 2
	⑦-3 みどりトータルサポートチームの活動として、みどり計画の認定の拡大・定着に係るを実施する計画である場合。	3
	⑦-4 みどりトータルサポートチームの活動として、モデル的取組の都道府県域への横展開を実施する計画である場合。	3
	⑦-5 みどりトータルサポートチームの活動として、地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成に係る課題解決サポート活動を行う計画である場合。 ア イ及びウの取組を実施する場合 イ 特定計画の作成・認定に向けた支援活動 ウ 有機協定の締結に向けた支援活動	3 2 2
	⑦-6 みどりトータルサポートチームの活動として、専門指導員の課題解決サポートを実施する場合に加点。 ア 30件以上行う計画である。 イ 20件以上行う計画である。 ウ 10件以上行う計画である。	3 2 1

(2) - 1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち有機農業実施計画の策定

⑤から⑦-2までのポイントの合計は46ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性	<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。 b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。 <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>
⑥-1 事業の実施体制	<p>事業実施計画書の実施体制図に、以下の者が記載されている。</p> <p>（各2ポイント、6ポイント満点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生産技術の指導者（熟練有機農業者、普及指導組織等） イ 食品加工事業者 ウ 流通・小売事業者 	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p>
⑥-2 認定等された輸出の取組の有無	<p>ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。</p> <p>ア 事業実施地域において、フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輪国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）の取組があること（有機農産物に関する取組を含むものに限る。）。</p> <p>イ 事業実施地域において、有機農産物を含む農林水産物及び</p>	<p>5</p> <p>3</p>

	食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第 37 条第 1 項に基づく計画（以下「輸出事業計画」という。）が認定されている又は輸出事業計画案の事前確認を受けており認定の見込があること。	
⑥－3 スマート農業技術に対応するための生産方式の革新	<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用 の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時まで に当該認定を受けることが確実である者（以下「革新計画認定者等」という。）であつて、事業申請者の事業内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している者が含まれる場合、ア又はイのうち該当するものを 1 つ選択すること。</p> <p>ア 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等を 1 件以上含む。</p>	5 3
⑥－4 関連事業との連携	別表 1 の（7）のグリーンな栽培体系加速化事業により有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討を事業実施年度中に実施していること又は実施する予定であることが事業実施計画書に記載されている。	5
⑥－5 本交付金を活用しない取組	本交付金を活用せずに、自主財源又は他事業の活用により有機農業の拡大に向けた取組を事業実施年度中に実施していること又は実施する予定であることが事業実施計画書に記載されている。	5
⑦－1 有機農業の栽培管理協定	<p>法第 31 条第 1 項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定について、ア又はイのうち該当するものを 1 つ選択すること。</p> <p>ア 事業実施地域において締結されている。</p> <p>イ 締結に向けて取り組むことが事業実施計画書に明記されている。</p>	5 3
⑦－2 地域計画への位置付け	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づく地域計画について、事業実施地域内において有機農業の取組方針が明記された地域計画が策定されている。	5

（2）－2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

⑤から⑦－3までのポイントの合計は 46 ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準	ポイント
------------	------

<p>⑤ 法との関連性</p>	<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p style="margin-left: 20px;">a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p style="margin-left: 20px;">事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>
<p>⑥-1 有機農業実施計画に掲げる目標</p>	<p>以下のア～コからいずれか1つ選択する。</p>	
<p>ア 有機農業の面積拡大 （稲）</p>	<p>事業実施地域に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積</p> <p style="margin-left: 20px;">a 10ha 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">b 7 ha 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">c 4 ha 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">d 1 ha 以上</p>	<p>16</p> <p>12</p> <p>8</p> <p>4</p>
<p>イ 有機農業の面積拡大 （麦・大豆・雑穀）</p>	<p>事業実施地域に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積</p> <p style="margin-left: 20px;">a 5 ha 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">b 3 ha 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">c 2 ha 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">d 1 ha 以上</p>	<p>16</p> <p>12</p> <p>8</p> <p>4</p>
	<p>事業実施地域に記載した実施地域において有機農業実施計画</p>	

ウ 有機農業の 面積拡大 (いも類・露 地野菜)	の目標年次までに増加させる有機農業の面積	
	a 2.0ha 以上	16
	b 1.5ha 以上	12
	c 1.0ha 以上	8
エ 有機農業の 面積拡大 (茶)	事業実施地域に記載した実施地域において有機農業実施計画 の目標年次までに増加させる有機農業の面積	
	a 2.0ha 以上	16
	b 1.5ha 以上	12
	c 1.0ha 以上	8
オ 有機農業の 面積拡大 (果樹)	事業実施地域に記載した実施地域において有機農業実施計画 の目標年次までに増加させる有機農業の面積	
	a 1.0ha 以上	16
	b 0.7ha 以上	12
	c 0.5ha 以上	8
カ 有機農業の 面積拡大 (施設園芸)	事業実施地域に記載した実施地域において有機農業実施計画 の目標年次までに増加させる有機農業の面積	
	a 1.0ha 以上	16
	b 0.7ha 以上	12
	c 0.5ha 以上	8
キ 有機農業の 取組面積割合 拡大	事業実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増 加させる耕地面積に占める有機農業の割合	
	a 20 ポイント以上	16
	b 15 ポイント以上	12
	c 10 ポイント以上	8
ク 有機農業で 生産された農 産物等の販売 数量	事業実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増 加させる有機農産物等の販売数量（基準年度からの増加割合。原 則として重量とする。）	
	A 11 ポイント以上	16
	b 7 ポイント以上	12
	c 5 ポイント以上	8
ケ 有機農業に 取り組む農業	事業実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに拡 大する有機農業者の人数	
	a 5 人以上	16

	者数	b 3人以上 c 2人以上 d 1人以上 a~d	12 8 4
	コ 有機農業に取り組む農業者の割合	事業実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに拡大する農業者に占める有機農業者の割合 a 5%以上 b 3%以上 c 2%以上 d 1%以上	16 12 8 4
⑥-2	認定等された輸出の取組の有無	ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。 ア 事業実施地域において、フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輪国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）の取組があること（有機農産物に関する取組を含むものに限る。）。 イ 事業実施地域において、有機農産物を含む農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第37条第1項に基づく計画（以下「輸出事業計画」という。）が認定されている又は令和7年度末までに認定される見込みがあること。	3 1
⑥-3	スマート農業技術に対応するための生産方式の革新	事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けている者又は事業終了時まで当該認定を受けることが確実である者（以下「革新計画認定者等」という。）であって、事業申請者の事業内容が当該計画の内容に合致している者が含まれる場合、ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。 ア 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等が過半を占める。 イ 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等を1件以上含む。	3 1
⑥-4	関連事業との連携	別表1の(7)のグリーンな栽培体系加速化事業により有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討を事業実施年度中に実施していること又は実施する予定であることが事業実施計画書に記載されている。	3
⑥-5	本交付金を活用しない取	本交付金を活用せずに、自主財源又は他事業の活用により有機農業の拡大に向けた取組を事業実施年度中に実施していること	5

組	又は実施する予定であることが事業実施計画書に記載されている。	
⑦-1 有機農業の栽培管理協定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている。	5
⑦-2 地域計画への位置付け	事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づき策定された地域計画に記載されている。	5

(2) - 3 有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち飛躍的な拡大産地の創出
⑤から⑦-2までのポイントの合計は46ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性	<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p style="margin-left: 20px;">a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p style="margin-left: 20px;">事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>5</p>
	更新前の有機農業実施計画の目標年度から新たな有機農業実施計画の目標年度までの間に増加させる対象品目の有機農業面	

<p>⑥－１ 有機農業の面積拡大</p>	<p>積</p> <p>ア 100ha 以上増加又は耕地面積に占める有機農業の割合を10ポイント以上増加</p> <p>イ 50ha 以上増加又は耕地面積に占める有機農業の割合を5ポイント以上増加</p> <p>ウ 40ha 以上増加又は耕地面積に占める有機農業の割合を3ポイント以上増加</p> <p>エ 35ha 以上増加又は耕地面積に占める有機農業の割合を2ポイント以上増加</p> <p>オ 30ha 以上増加又は耕地面積に占める有機農業の割合を1ポイント以上増加</p> <p>(増加面積が30ha未滿且つ耕地面積に占める有機農業の割合が1ポイント未滿の場合は不選定)</p>	<p>24</p> <p>20</p> <p>16</p> <p>12</p> <p>10</p>
<p>⑥－２ 認定等された輸出の取組の有無</p>	<p>ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。</p> <p>ア 事業実施地域において、フラッグシップ輸出産地として認定された産地(フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。)の取組があること(有機農産物に関する取組を含むものに限る。)</p> <p>イ 事業実施地域において、有機農産物を含む農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第37条第1項に基づく計画(以下「輸出事業計画」という。)が認定されている又は輸出事業計画案の事前確認を受けており認定の見込があること。</p>	<p>2</p> <p>1</p>
<p>⑥－３ スマート農業技術に対応するための生産方式の革新</p>	<p>事業に参加する者(事業実施主体である協議会の構成員を含む。)に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時まで当該認定を受けることが確実である者(以下「革新計画認定者等」という。)であって、事業申請者の事業内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している者が含まれる場合、ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。</p> <p>ア 事業に参加する農業者(協議会の構成員を含む。)について、革新計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 事業に参加する農業者(協議会の構成員を含む。)について、革新計画認定者等を1件以上含む。</p>	<p>2</p> <p>1</p>

⑥－４ 関連事業との連携	別表１の（７）のグリーンな栽培体系加速化事業により有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討を事業実施年度中に実施していること又は実施する予定であることが事業実施計画書に記載されている。	1
⑥－５ 本交付金を活用しない取組	本交付金を活用せずに、自主財源又は他事業の活用により有機農業の拡大に向けた取組を事業実施年度中に実施していること又は実施する予定であることが事業実施計画書に記載されている。	1
⑦－１ 有機農業の栽培管理協定	法第 31 条第 1 項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が事業実施地域において締結されている。	1
⑦－２ 地域計画への位置付け	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づく地域計画について、事業実施地域内において有機農業の取組方針が明記された地域計画が策定されている。	1

（２）－４ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち有機農業の拡大加速化の推進
⑤から⑦－２までのポイントの合計は 46 ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数について、法第 16 条第 1 項に規定する都道府県の基本計画に目標を定めている又は令和 7 年度末までに定める見込みがある。	10
⑥－１ 栽培技術の体系化	<p>本事業において有機農業の栽培技術の体系化に取り組む栽培体系の数。ただし、栽培体系の数は以下のアからクまでの分類で該当するものの合計とする。</p> <p>ア 稲 イ 麦類 ウ 豆類 エ いも類・露地野菜 オ 施設園芸（果樹を除く。） カ 果樹 キ 茶 ク その他（そば等）</p> <p> a 2つ以上 b 1つ</p>	<p>10</p> <p>8</p>

<p>⑥-2 経営指標の作成</p>	<p>本事業において経営指標の作成に取り組む栽培体系の数。ただし、栽培体系の数分類は以下のアからクまでの分類で該当するものの合計とする。</p> <p>ア 稲 イ 麦類 ウ 豆類 エ いも類・露地野菜 オ 施設園芸（果樹を除く。） カ 果樹 キ 茶 ク その他（そば等）</p> <p>a 2つ以上 b 1つ</p>	<p>10 8</p>
<p>⑦-1 事業の実施体制</p>	<p>事業に参加する者（協議会の構成員又は事業実施主体と連携して事業に取り組む者）に、以下の者が含まれている。（アからオまでのうち該当するものを選択し、合計すること。ただし、12ポイントを上限とする。）</p> <p>ア 農業協同組合 イ 地域の農業者 ウ 事業実施地域内の市町村 エ 公的研究機関 オ 民間指導団体、企業（農機メーカー等）</p>	<p>3 3 3 3 3</p>
<p>⑦-2 マニュアルの活用計画</p>	<p>本事業で作成するマニュアルの活用計画において、都道府県の普及指導組織以外の組織（農業協同組織等）においても活用を検討する事業実施計画となっている。</p>	<p>4</p>

(3) バイオマスの地産地消 (推進事業)

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性		
<p>事業実施主体である民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>(以下「計画認定者等」という。)が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>(10点満点)</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p style="margin-left: 20px;">a 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が一人以上含まれている。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p style="margin-left: 20px;">民間団体等の構成員のうち計画認定者等が1人以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p>		<p>5</p> <p>3</p> <p>5</p>
⑥ 関連性・継続性・有効性・地域性		
関連性	<p>他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)</p> <p>ア 事業実施地域の所在する市町村が策定するバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。</p> <p>イ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記第13第1第1項に基づき市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた取組</p> <p>ウ 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。</p> <p style="margin-left: 20px;">a バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条第1項に基づき事業実施地域の所在する都道府県が策定する都道府県バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組</p> <p style="margin-left: 20px;">b バイオマス活用推進基本法第21条第2項に基づき事業実</p>	<p>10</p> <p>8</p> <p>5</p>

	<p>施地域の所在する市町村が策定する市町村バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組</p> <p>c 分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープランに位置付けられた取組</p> <p>d 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に基づく基本計画に位置付けられた取組</p> <p>e 事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組</p> <p>f 事業実施主体の所在する市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づき策定する地域計画に位置付けられた取組</p>	
継続性	<p>単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。</p> <p>ア バイオマス地産地消に係る事業の継続性が十分期待できる。</p> <p>イ バイオマス地産地消に係る事業の継続性が概ね期待できる。</p> <p>ウ 事業の継続性が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
有効性	<p>事業の目的が、バイオマス活用推進基本法第 20 条第 1 項に規定される「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっているか。</p> <p>ア 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっている。</p> <p>イ 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっていない。</p>	<p>5</p> <p>不選定</p>
	<p>事業の目的が、地域の課題を捉え、課題に対応したものとなっているか。</p> <p>ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。</p> <p>イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。</p> <p>ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。</p>	<p>5</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
地域性	<p>事業内容が地域内のバイオ液肥等活用の推進や地域の災害レジリエンス強化など、地域に裨益する成果が見込まれるか。</p> <p>ア 地域住民や自治体と連携がとれ、十分な裨益効果が期待される。</p> <p>イ 地域住民や自治体等との連携がとれ、ある程度の裨益効果が期待される。</p> <p>ウ 地域への裨益効果が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>2</p> <p>不選定</p>

⑦ 波及性・実現性		
<p>交付等要綱別記7-1の第1に掲げる次の(1)から(4)までの事業ごとに以下のアからウまでの項目を1つ選択する。また、同一事業実施主体において次の(1)から(4)までのうち複数取り組む場合、アからウまでのうち最もポイントの高い項目を1つ選択する。</p> <p>(1) 事業化の推進 -ア (2) 効果促進対策 -イ (3) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 -ウ (4) バイオ液肥散布車等の導入 -ウ</p>		
波及性	<p>ア 事業において調査・設計等を行うバイオマス利活用施設について、交付等要綱別記7-2バイオマスの地産地消（整備事業）の第1第1項に掲げる事業内容のいずれかと整合し、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。</p> <p>a 波及効果が期待できる（対象施設が、交付等要綱別記7-2バイオマスの地産地消（整備事業）の第1第1項に掲げる事業内容のいずれかと整合し、波及効果が十分期待できる。）。</p> <p>b 波及効果が概ね期待できる（対象施設が、交付等要綱別記7-2バイオマスの地産地消（整備事業）の第1第1項に掲げる事業内容のいずれかと整合し、波及効果が概ね期待できる。）。</p> <p>c 波及効果が期待できない（対象施設が、交付等要綱別記7-2バイオマスの地産地消（整備事業）の第1第1項に掲げる事業内容のいずれにも整合しない。）。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
先進性	<p>イ 効果促進対策の実施によって、他団体の模範となるような取り組みが期待できるか。</p> <p>a バイオマス利活用施設の効果を促進する取組を複数実施する取組となっており、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課題解決による効果が十分期待できる。</p> <p>b バイオマス利活用施設の効果を促進する取組を1つ以上実施する取組となっており、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課題解決による効果が概ね期待できる。</p> <p>c バイオマス利活用施設の効果を促進する取組となっておらず、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課題解決による効果が期待できない。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
生産性	<p>ウ 事業内容について、バイオ液肥等が複数の作物種や複数の農家に活用される取組となっているか。</p> <p>a バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用され</p>	<p>6</p>

	<p>る取組となっている。</p> <p>b バイオ液肥等が複数の作物種あるいは複数の農家へ活用される取組となっている。</p> <p>c バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組となっていない。</p>	<p>3</p> <p>不選定</p>
--	--	---------------------

(4) みどりの事業計画を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業

	評価項目及び配点基準	ポイント
⑤ 法との関連性	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者若しくは令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者と連携した事業実施計画となっているか。</p> <p>(10点満点)</p> <p>ア 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある農林漁業者と連携した計画となっている。</p> <p>イ 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者と連携した計画となっている。</p>	<p>10</p> <p>5</p>
⑥-1 波及性	<p>アからウのいずれかを選択し、さらにaからcまでのいずれかを選択すること。</p> <p>ア 化学肥料の代替となる生産資材(化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。)や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物(以下「バイオ炭」という。)等環境負荷の低減に資する資材の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進(以下「資材の生産・販売」という。)に取り組む場合、広域に流通させる計画となっているか。</p> <p>a 都道府県域を越えて普及拡大を図る計画となっている。</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圏と比べて広域的に普及拡大を図る計画となっている。</p> <p>c a、b以外の計画</p> <p>イ 有機農産物、特別栽培農産物等の農林漁業由来に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物(以下「環境負荷低減農林水産物」という。)をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の生産・販売等(以下、「新商品の生産・販売」)に取り組む場合、広域的な農林漁業者から集荷を行う、又は新商品を広域的に流通・販売しようとする計画であるか。</p> <p>a 都道府県域を越えて取引、販売を行う取組となっている。</p>	<p>12</p> <p>4</p> <p>不選定</p> <p>16</p>

	<p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圏と比べて広域的に取引、流通・販売を行う計画となっている。</p> <p>c a、b以外の計画</p> <p>ウ 環境負荷低減農林水産物の需要拡大・流通の合理化等（以下「流通の合理化」という。）に取り組む場合、広域的な農林漁業者から集荷を行う、又は広域的に流通・販売しようとする計画であるか。</p> <p>a 都道府県域を越えて取引、流通・販売を行う取組となっている。</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圏と比べて広域的に取引、流通・販売を行う計画となっている。</p> <p>c a、b以外の計画</p>	<p>8</p> <p>不選定</p> <p>16</p> <p>8</p> <p>不選定</p>
⑥-2 先進性	<p>ア～ウのいずれかを選択し、さらに a 又は b のいずれかを選択すること。</p> <p>ア 資材の生産・販売に取り組む場合、代替肥料やバイオ炭等に利用する原材料の種類、利活用方法、流通量の規模について先進的な計画となっているか。</p> <p>a 事業実施区域内に同様の取組がみられない。</p> <p>b 事業実施区域内に同様の取組がみられる。</p> <p>イ 新商品の生産・販売に取り組む場合、商品の特徴、販売地域・規模等について先進的な計画となっているか。</p> <p>a 事業実施区域内に同様の取組がみられない。</p> <p>b 事業実施区域内に同様の取組がみられる。</p> <p>ウ 流通の合理化に取り組む場合、導入又は改善を検討する流通の方式、地域、規模等について先進的な計画となっているか。</p> <p>a 事業実施区域内に同様の取組がみられない。</p> <p>b 事業実施区域内に同様の取組がみられる。</p>	<p>10</p> <p>不選定</p> <p>10</p> <p>不選定</p> <p>10</p> <p>不選定</p>
⑦ 確実性	<p>ア～ウのうちいずれかを選択すること。</p> <p>ア 法第39条第1項に基づく基盤確立事業実施計画の認定に必要な要件を全て満たしている又は認定を取得済みである。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の認定に必要な要件のうち、1つの要件を満たしていないが、課題は明確であり、かつ交付金事業を実施することで解決する見込みがある。</p> <p>ウ 基盤確立事業実施計画の認定に必要な要件のうち、複数要件を満たしていない、又は課題が不明確で交付金事業を実施したとしても解決の見込みがない。</p>	<p>10</p> <p>2</p> <p>不選定</p>

(5) みどりの事業計画を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち
機械導入事業

	評価項目及び配点基準	ポイント
⑤ 法との関連性	<p>以下のアからウのうち該当するものをいずれか1つ選択すること。</p> <p>ア 事業実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者(以下「特定計画認定者」という。)である。</p> <p>イ 事業実施主体が法第21条第3項に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画に位置付けられた事業者(以下「関連措置実施者」という。)である。</p> <p>ウ 事業実施主体が法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者(以下「みどり計画認定者」という。)である。</p>	<p>10</p> <p>6</p> <p>3</p>
⑥ 関連施策	<p>他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択可)(9点満点)</p> <p>ア 事業実施主体(事業実施主体が関連措置実施者の場合は特定計画の構成員)が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項及び第3項に基づき事業実施地域で策定された地域計画の目標地図に位置付けられている経営体である。</p> <p>イ 化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組み、導入する機械が「みどり投資促進税制」の対象機械である場合、「みどり投資促進税制」を活用する見込みである。</p>	<p>3</p> <p>6</p>
⑦-1 効率性	<p>以下のいずれかを選択すること。</p> <p>(特定計画認定者、みどり計画認定者の場合)</p> <p>ア 初めて本事業を活用して機械導入を行い、導入する機械を5経営体以上で活用する予定である。</p> <p>イ 初めて本事業を活用して機械導入を行い、導入する機械を2～4経営体で活用する予定である。</p> <p>ウ 初めて本事業を活用して機械導入を行い、導入する機械を1経営体で活用する予定である。</p> <p>エ 過年度に本事業を活用して機械導入を実施している。</p> <p>(関連措置実施者の場合)</p> <p>オ 導入する機械で製造する資材の提供先又は取り扱う農林水産物の調達先は5経営体以上の予定である。</p> <p>カ 導入する機械で製造する資材の提供先又は取り扱う農林</p>	<p>8</p> <p>6</p> <p>2</p> <p>0</p> <p>4</p> <p>2</p>

	水産物の調達先は2～4経営体の予定である。	
⑦-2 環境負荷 低減事業活動の 取組	事業実施主体の取組内容について、以下のア～クからいずれか1つを選択すること。ただし、ウを選択する場合は、aからhのいずれか1つを選択すること。	
	(特定計画認定者の場合)	
	ア 有機農業の生産活動	10
	イ 排熱の改修利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動	10
	ウ 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動	
	a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用低減	10
	b 温室効果ガスの排出の量の削減	10
	c 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少	10
	d 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少	10
	e 餌料等の投与により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量が減少	10
	f 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用	10
	g 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資材由来のプラスチックの使用量削減	10
	h 化学肥料・化学農薬の使用減少と合わせて行う生物多様性の保全	10
	エ 上記ア、イ及びウのaからhの類型に複数取り組む場合 (関連措置実施者の場合)	12
	オ 特定計画認定者に提供する資材を製造する場合	8
	カ 特定計画認定者の生産した環境負荷低減農林水産物の加工・流通に取り組む場合	8
	(みどり計画認定者の場合)	
キ 目標年度における主要な事業対象作物の有機農業による作付面積が、次のaからfに記載の面積以上である場合	6	
a 稲：10 ha		
b 麦・大豆・雑穀：5 ha		
c いも類・露地野菜：2.0ha		
d 茶：2.0ha		
e 果樹：1.0ha		
f 施設園芸：1.0ha		

	<p>ク 目標年度における主要な事業対象作物の有機農業による作付面積が、次の a から f に記載の面積以上である場合</p> <p>a 稲：4 ha</p> <p>b 麦・大豆・雑穀：2 ha</p> <p>c いも類・露地野菜：1.0ha</p> <p>d 茶：1.0ha</p> <p>e 果樹：0.5ha</p> <p>f 施設園芸：0.5ha</p>	3
⑦-2 波及性	<p>以下のア～キからいずれか1つ選択すること。</p> <p>(特定計画認定者又はみどり計画認定者の場合)</p> <p>実施計画に記載した(特定)環境負荷低減事業活動の目標面積について、現状と比較した際に拡大する計画となっているか。</p> <p>ア 1割以上拡大する計画となっている。 7</p> <p>イ 1割未満拡大する計画となっている。 4</p> <p>ウ 現状を維持する計画となっている。 1</p> <p>(関連措置実施者の場合)</p> <p>実施計画に記載した取組について、新たに取り組む計画となっているか。</p> <p>エ 新たに取り組む計画となっている。 7</p> <p>オ 取扱い量を3割以上増やす計画となっている。 4</p> <p>カ 取扱い量を3割未満増やす計画となっている。 2</p> <p>キ 現状を維持する計画となっている。 1</p>	

(6) 先進的有機農業拡大促進事業

評価項目及び配点基準							ポイント
<p>⑤ 法との関連性</p> <p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>（8点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p> a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p> b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p> 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。</p>							2 4 4
<p>⑥-1 面積の拡大目標</p> <p>基準年（事業実施年度の前年度又は前々年度。以下同じ。）から目標年度までに増加させる有機農業面積について、次の表中から該当するものを1つ選択する。ただし、中山間地域等（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙1のII（10）ア（イ）に規定する中山間地域等とする。以下同じ。）において事業を実施する場合にあつては、表に掲げる拡大面積を半減して判定するものとする。なお、複数の品目において取組を実施する事業実施計画となっている場合は、アからカまでの同一品目分類内に限り合算してもよい。</p>							
対象品目	ア 稲	イ 麦 豆類 ソバ	ウ 露地野菜 いも類	エ 茶	オ 果樹	カ 施設園芸	
拡大面積 (ha)	20以上	10以上	4以上	4以上	2.0以上	2.0以上	5
	15以上	8以上	3以上	3以上	1.5以上	1.5以上	4
	10以上	5以上	2以上	2以上	1.0以上	1.0以上	3
	4以上	2以上	1以上	1以上	0.5以上	0.5以上	2

	4 未満	2 未満	1 未満	1 未満	0.5 未満	0.5 未満	0
<p>⑥-2 拡大面積の現況値</p> <p>基準年の前年度から基準年にかけて増加した有機農業面積について、次の表中から該当するものを1つ選択する。ただし、中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、表に掲げる拡大面積を半減して判定するものとする。なお、複数の品目において取組を実施する事業実施計画となっている場合は、アからカまでの同一品目分類内に限り合算してもよい。</p>							
対象品目	ア 稲	イ 麦 豆類 ソバ	ウ 露地野 菜 いも類	エ 茶	オ 果樹	カ 施設園 芸	
拡大面積 (ha)	5 以上	2.5 以上	2.0 以上	2.0 以上	1.0 以上	1.0 以上	5
	4 以上	2.0 以上	1.5 以上	1.5 以上	0.8 以上	0.8 以上	4
	3 以上	1.5 以上	1.0 以上	1.0 以上	0.5 以上	0.5 以上	3
	2 以上	1.0 以上	0.5 以上	0.5 以上	0.2 以上	0.2 以上	2
	2 未満	1.0 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.2 未満	0.2 未満	0
<p>⑥-3 次のアからウのいずれか1つを選択</p>							
<p>ア 販売数量又は販売額の増加</p> <p>以下の（ア）と（イ）について、それぞれ該当するものを1つずつ選択し加算</p> <p>（ア）基準年から目標年度にかけての有機農産物等（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に定める有機農業により生産された農産物及びその加工食品とする。）の販売数量（原則として重量とする。）又は販売額の増加率</p> <p>a 30%以上 5</p> <p>b 25%以上 4</p> <p>c 20%以上 3</p> <p>d 15%以上 2</p> <p>e 15%未満 0</p> <p>（イ）基準年の前年度から基準年にかけての有機農産物等の販売数量又は販売額の増加率</p> <p>a 8%以上 5</p> <p>b 6%以上 4</p> <p>c 4%以上 3</p> <p>d 2%以上 2</p> <p>e 2%未満 0</p>							
<p>イ 収量の向上</p> <p>以下の（ア）と（イ）について、それぞれ該当するものを1つずつ選択し加算</p> <p>（ア）基準年から目標年度にかけての当該品目の10a当たり収量の増加率</p> <p>a 20%以上 5</p> <p>b 15%以上 4</p> <p>c 10%以上 3</p>							

	d 5%以上	2
	e 5%未満	0
	(イ) 基準年における当該品目の有機農業における 10a 当たり収量の水準 (水準=有機農業の 10a 当たり収量÷地域の平均的な 10a 当たり収量)	
	a 90%以上	5
	b 80%以上	4
	c 70%以上	3
	d 60%以上	2
	e 60%未満	0
	ウ 労働生産性の向上	
	以下の(ア)と(イ)について、それぞれ該当するものを1つずつ選択し加算	
	(ア) 基準年から目標年度にかけての取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値(労働生産性)の向上率	
	a 12%以上	5
	b 10%以上	4
	c 8%以上	3
	d 6%以上	2
	e 6%未満	0
	(イ) 基準年の前年度から基準年にかけての取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値(労働生産性)の向上率	
	a 8%以上	5
	b 6%以上	4
	c 4%以上	3
	d 2%以上	2
	e 2%未満	0
⑥-4	実需者との連携 ア又はイから該当するものを選択し、合計すること。	
	ア 基準年における栽培開始前に結ばれた契約に係る生産数量又は作付面積が全体の50%以上を占める。	3
	イ 本事業により生産拡大を行う有機農産物の出荷先となる実需者との間で、拡大分を含む出荷数量若しくは販売数量に関する契約が結ばれている、又は実需者との間で出荷若しくは販売に関する計画が作成されている。	2
⑦-1	有機農業の推進に向けた行政施策 ア又はイのうち該当するものをどちらか1つ選択すること。	
	ア 事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合において、aからcのうちいずれか1つ以上に該当する(食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)で掲げる施策のKPIのうち「有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合」)。	5
	a 当該都道府県の全普及センターで、有機農業担当普及員による対応が可能で	

<p>あること。</p> <p>b 当該都道府県立の農業者研修教育施設（農業大学校等）に有機農業専門コースを設置していること。</p> <p>c 当該都道府県において、熟練有機農業者や民間団体と連携した指導体制や受け入れ制度を整備し、農業者等がいつでも相談できるようウェブサイト等において周知していること。</p> <p>イ 事業実施主体が市町村である場合又は事業実施主体の構成員に市町村が含まれる場合において、a 及び b のうちいずれか1つ以上に該当する。</p> <p>a 当該市町村において、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）、オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）等に基づき、有機農業実施計画を策定し、公表している。</p> <p>b 当該市町村において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている、又は令和8年度までに締結する予定である。</p>	5
<p>⑦-2 スマート農業技術に対応するための生産方式の革新</p> <p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時まで当該認定を受けることが確実である者（以下「革新計画認定者等」という。）であって、事業申請者の事業内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している者が含まれる場合、ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。</p> <p>ア 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等を1件以上含む。</p>	5 2
<p>⑦-3 認定等された輸出の取組の有無</p> <p>ア又はイのうち該当するものを1つ選択すること。</p> <p>ア 事業実施地域において、フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）の取組があること（有機農産物に関する取組を含むものに限る。）。</p> <p>イ 事業実施地域において、有機農産物を含む農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第37条第1項に基づく計画（以下「輸出事業計画」という。）が認定されている又は輸出事業計画案の事前確認を受けており認定の見込があること。</p>	3 1

(7) グリーンな栽培体系加速化事業

⑥-1から⑦までのポイントについて、複数のグリーンな栽培体系を検証する場合には、同一の栽培体系で計算すること。

評価項目及び配点基準		ポイント
<p>⑤ 法との関連性 (10 点満点)</p> <p>事業に参加する者 (事業実施主体である協議会の構成員を含む。) に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号。以下「法」という。) に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・ 法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・ 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>(以下「計画認定者等」という。) が含まれる場合、アの a、b 及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する農業者 (協議会の構成員を含む。) について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>b 事業に参加する農業者 (協議会の構成員を含む。) について、計画認定者等が1者以上含まれている。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>事業に参加する者 (協議会の構成員を含む。) について、計画認定者等が1者以上含まれている。</p>		<p>7</p> <p>5</p> <p>3</p>
<p>⑥-1 取組ポイント (21 点満点)</p> <p>次の (i) 及び (ii) から1項目ずつ選択し、21 点満点になるように加算する。</p> <p>(i) 環境負荷低減の取組 (16 点満点)</p> <p>次のアから該当するものを1つ選択し、満点を超えない範囲内でイから該当するものをすべて選択し、合計すること。</p>		
<p>ア 環境負荷低減技術の検証</p>	<p>次の a から i までのいずれかの技術を検証する事業実施計画となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 有機農業の取組面積の拡大に資する技術 b 化学農薬の使用量低減に資する技術 c 化学肥料の使用量低減に資する技術 d 水田からのメタンの排出削減に資する技術 e バイオ炭の農地施用 f 石油由来資材からの転換 g プラスチック被覆肥料の使用量低減又はプラスチック被覆肥料殻のほ場外への流出防止に資する技術 	<p>14</p> <p>12</p> <p>12</p> <p>12</p> <p>12</p> <p>12</p> <p>12</p>

	h 耐用年数の長い農業資材への切替え又は農業資材（農薬、肥料及び化石燃料を除く。）の使用量若しくは使用回数の削減に資する技術	12
	i C02 又は N20 の排出削減に資する技術	12
	j 気候変動に適応する技術	12
イ 特別加算	a アの b から j までの複数の技術分類を検証	2
	b みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記 4 の別添 1 の 3 に規定する「検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術」を検証	2
(ii) 省力化に資する取組（5 点満点） 事業実施計画において検証することとしている省力化に資する技術について、期待される効果に近いもの又は取り入れる技術数に応じて、次のアからエまでのいずれか 1 項目選択すること。		
ア 作業時間低減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化に資する技術について、導入する作業工程における 10 a 当たりの作業時間低減割合の見込み a 50%以上 b 40%以上 c 30%以上 d 20%以上 e 10%以上 f 5%以上	5 4 3 2 1 0
イ 作業工程削減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化に資する技術の導入による栽培体系における作業工程の削減見込み a 3 工程以上 b 2 工程以上 c 1 工程以上	3 2 1
ウ 作業人員削減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化に資する技術について、導入する作業工程における作業人員の削減見込み a 3 割以上 b 2 割以上 c 1 割以上	3 2 1
エ 技術数	事業実施計画において新たに取り入れることとしている省力化に資する技術の数 a 3 つ以上	3

		b 2つ以上	2					
		c 1つ以上	1					
⑥-2 普及目標面積ポイント (15点満点)								
<p>事業実施計画に記載した対象品目の普及目標年におけるグリーンな栽培体系の取組面積について、次のア又はイの表中から該当するものを1つ選択する。当該ポイントが8以上の場合は、次のウを加算できる。</p> <p>なお、複数の品目で一体的にグリーンな栽培体系を検討する事業実施計画となっている場合は、ア又はイのaからgまでの同一品目分類内に限り合算して考えてよい。</p>								
ア グリーンな栽培体系 (有機農業) の検討を行う場合								
対象品目	a 稲	b 麦・豆類・ そば・いも類	c 露地野菜	d 茶	e 果樹	f 施設園芸	g その他	
普及目標年のグリーンな栽培体系の取組面積 (ha)	20以上	4以上	3以上	2以上	1以上	1以上	5以上	12
	10以上	3以上	2以上	1.5以上	0.7以上	0.7以上	3以上	10
	5以上	2以上	1以上	1以上	0.4以上	0.4以上	1以上	8
	1以上	1以上	0.5以上	0.5以上	0.1以上	0.1以上	0.5以上	6
	1未満	1未満	0.5未満	0.5未満	0.1未満	0.1未満	0.5未満	0
イ グリーンな栽培体系 (有機農業以外) の検討を行う場合								
対象品目	a 稲	b 麦・豆類・ そば・いも類	c 露地野菜	d 茶	e 果樹	f 施設園芸	g その他	
普及目標年のグリーンな栽培体系の取組面積 (ha)	50以上	20以上	7以上	10以上	7以上	5以上	20以上	12
	30以上	15以上	3以上	7以上	3以上	3以上	10以上	10
	10以上	10以上	1以上	4以上	1以上	1以上	5以上	8
	5以上	5以上	0.5以上	1以上	0.5以上	0.5以上	1以上	6
	5未満	5未満	0.5未満	1未満	0.5未満	0.5未満	1未満	0
ウ 広域性								
事業実施計画において、事業実施地区が複数の市町村域となっている。								
3								
⑦ 加算ポイント								
⑥-1及び⑥-2を合計して36点満点に満たない場合、次の(i)及び(ii)から該当するものを選択し、満点の範囲内で加算できる。								
(i) スマート農業技術に対応するための生産方式革新								
<p>事業に参加する農業者 (事業実施主体である協議会の構成員を含む。) に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律 (令和6年法律第63号) 第7条第1項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けている者、又は令和8年度末までに認定を受けることが確実な者 (以下「革新計画認定者等」という。) が含まれており、かつ、当</p>								

	<p>該計画の達成に資するグリーンな栽培体系の検証を行うことが事業実施計画に記載されている。</p> <p>ア 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）に、革新計画認定者等が1者以上含まれている。</p> <p>イ 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、革新計画認定者等が過半を占める。</p> <p>※ア又はイのいずれか一方のみ選択できる。</p>	<p>3 以内</p> <p>8 以内</p>
	<p>(ii) 関連施策等との連携</p> <p>ア、イ並びにウの a 及び b から該当するものを1つのみ選択できる。</p>	
	<p>ア 地域計画との連携</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画が策定されている区域内で、地域計画の実現に資する取組としてグリーンな栽培体系の検証を行うことが事業実施計画に記載されている。</p>	<p>2 以内</p>
	<p>イ 関連事業との連携</p> <p>交付等要綱別記 2 第 1 第 1 項から第 3 項までのいずれかと連携した取組であることが事業実施計画に記載されている。</p>	<p>2 以内</p>
	<p>ウ 輸出に向けた栽培体系の検討</p> <p>a 事業実施地区を含む地域が、農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 1 項に規定する輸出事業計画に認定されている又は令和 7 年度末までに認定される見込みであり、かつ、当該計画に記載された輸出事業の目標達成に向け、輸出先国の求める生産物に対応するためのグリーンな栽培体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。</p> <p>b 事業実施地区において、フラッグシップ輸出産地に認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）が輸出拡大等のためのグリーンな栽培体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。</p>	<p>2 以内</p> <p>2 以内</p>

(8) グリーンな飼養体系加速化事業

⑤-1から⑥までのポイントについて、複数のグリーンな飼養体系を検証する場合には、同一の飼養体系で計算すること。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤-1 取組ポイント (21点満点) 次のア及びイから1項目ずつ選択し、21点満点になるように加算する。		
次のアから該当するものを1つ選択し、満点を超えない範囲内でイから該当するものをすべて選択し、合計すること。		
ア 環境負荷低減技術の検証	次のaからdまでのいずれかの技術を検証する事業実施計画となっている。	
	a アミノ酸バランス改善飼料を給与することを検討	16
	b 3-NOP 又はカシューナッツ殻液を給与することを検討	16
	c バイパスアミノ酸を給与することを検討	16
	d その他 GHG 削減技術を検討	16
イ 特別加算	a アのaからdまでの複数の技術分類を検討	5
	b 肉用牛に対する取組の場合	5
⑤-2 参加農家戸数ポイント (10点満点) 事業実施計画に記載したグリーンな飼養体系の取組に参加する農家戸数を表中から該当する数を1つ選択する。		
参加農家戸数	4戸以上	10
	2戸以上	6
	1戸	0
⑤-3 普及目標農家戸数割合ポイント (15点満点) 事業実施計画に記載した普及目標年におけるグリーンな飼養体系の普及目標農家戸数割合について、次のアの表中から該当するものを1つ選択する。当該ポイントが5以上の場合は、満点を超えない範囲で次のイを加算できる。 なお、複数の品目で一体的にグリーンな栽培体系を検討する事業実施計画となっている場合は、ア又はイのaからgまでの同一品目分類内に限り合算して考えてよい。		
ア 地域内の普及目標割合	実証地域内の実証畜種を飼養する農家戸数における普及目標の割合	
	90%以上	15
	60%以上	8
	30%以上	5
	30%未満	0
イ 加算(広域性)	事業実施地区が複数の市町村域	7以内
⑥ 加算ポイント ⑤-1、⑤-2及び⑤-3を合計して46点満点に満たない場合、次の(i)及び		

<p>(ii) から該当するものを選択し、満点の範囲内で加算できる。</p>	
<p>(i) 法との関連性</p> <p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。 b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が1人以上含まれている。 <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）に計画認定者等が1人以上含まれている、又は協議会が計画認定者等である。</p>	<p>3以内</p> <p>2以内</p> <p>2以内</p>
<p>(ii) 輸出に向けた飼養体系の検討</p> <p>ア及びイから該当するものを1つのみ選択できる。</p> <p>ア 事業実施地区を含む地域が、農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第57号）第1項に規定する輸出事業計画に認定されている又は令和8年度末までに認定される見込みであり、かつ、当該計画に記載された輸出事業の目標達成に向け、輸出先国の求める生産物に対応するためのグリーンな飼養体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。</p> <p>イ 事業実施地区において、フラッグシップ輸出産地に認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）が輸出拡大等のためのグリーンな飼養体系の検討を行うことが事業実施計画に記載されている。</p>	<p>5以内</p> <p>5以内</p>

(9) 省エネルギー型ハウス転換事業

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性		(10点満点)
<p>事業実施主体である協議会等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>(以下「計画認定者等」という。)が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。(10点満点)</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が1人以上含まれている。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）に計画認定者等が1者以上含まれている、又は協議会が計画認定者等である。</p>		<p>5</p> <p>3</p> <p>5</p>
⑥ 取組内容		(32点満点)
賦存量	<p>賦存量調査及び賦存量マップの作成を過年度に行っている又は事業実施計画において行う予定となっているか。</p> <p>ア 行った又は行う予定。</p> <p>イ 行っておらず、行う予定はない。</p>	<p>3</p> <p>0</p>
環境負荷低減の取組①	<p>実証する省エネルギー型ハウスが、「加温に化石燃料を全く使用しない施設」又は「ハイブリッド型園芸施設等（ヒートポンプとA重油ボイラーを併用する等、化石燃料のみに依存せずに加温を行う施設）」に該当すると見込まれるか。</p> <p>ア 該当すると見込まれる。</p> <p>イ 該当しないと見込まれる。</p>	<p>5</p> <p>0</p>
環境負荷低減の取組②	<p>省エネルギー型ハウスに、化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量の低減に資する加温機器を組み込む場合に加点。なお、実証する農業用ハウスで既に具備されている加温機器を用いる場合も加点することとする。</p> <p>ア 該当する。</p>	5

	イ 該当しない。	0
環境負荷低減の取組③	省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証に取り組む場合、慣行と比較して加温にかかる温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。	
	ア 85%以上～100%以下	10
	イ 75%以上～85%未満	8
	ウ 65%以上～75%未満	7
	エ 55%以上～65%未満	6
	オ 45%以上～55%未満	5
	カ 35%以上～45%未満	3
	キ 25%以上～35%未満	2
	ク 15%以上～25%未満	1
	ケ 15%未満	不選定
生産性への効果	省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証に取り組む場合、慣行と比較して 10a 当たりの収量の増加量が以下の場合と見込まれる場合に加算。	
	ア 15%以上	6
	イ 12%以上～15%未満	4
	ウ 9%以上～12%未満	3
	エ 6%以上～9%未満	2
	オ 3%以上～6%未満	1
普及性	事業実施計画において、実証する技術を広く普及するためのマニュアルを作成する計画になっているか。	
	ア 行う予定。	3
	イ 行う予定はない。	0
⑦ 関連施策との連携		(4点満点)
脱炭素化に向けた取組	ア 事業実施地域の所在する市町村が以下 a から f までのうち、2項目以上に該当する場合	2
	イ 事業実施地域の所在する市町村が以下 a から f までのうち、1項目に該当する場合	1
	a 「脱炭素先行地域」に選定されている場合	
	b 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられた取組である。	
	c 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に基づく基本計画に位置付けられた取組である。	
	d バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号。）	

	<p>第 21 条第 2 項に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組である。</p> <p>e 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた取組である。</p> <p>f みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）別記 13 第 1 第 1 項に基づき、本事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画の事業化プロジェクトに位置づけられた取組となっている。</p>	
スマート農業	<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けている又は令和 8 年度末までに認定を受けることが確実な者が含まれており、かつ、当該生産方式革新実施計画の内容が事業実施計画に記載されている事業内容に合致している。</p>	2 以内

(10) - 1 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
 （農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等））

評価項目及び配点基準	ポイント
<p>⑤ 法との関連性</p> <p>推進会議又は協議会の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 推進会議又は協議会の構成員のうち農業者について、計画認定者等が過半を占める。 5 b 推進会議又は協議会の構成員のうち農業者について、計画認定者等が1人以上含まれている。 3 <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等 5</p> <p>推進会議又は協議会の構成員のうち計画認定者等が1人以上含まれている。</p>	
<p>⑥-1 事業実施体制（多様性）</p> <p>多様な立場の者が推進会議又は協議会の構成員となっているか。次の項目のいずれかの立場の者が含まれる場合、当該ポイントを加算する。（複数選択可、最大12点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都道府県（農林漁業担当） 2 イ 都道府県（環境担当） 1 ウ 市町村（農林漁業担当） 2 エ 市町村（環境担当） 1 オ 営農型太陽光発電等再生可能エネルギーの知見を有する者 1 カ 学識経験者 1 キ 公設試験場（農業・林業・水産） 2 ク 農業委員会 2 ケ 地域の農林漁業者の組織する団体 2 コ 電気の供給先 1 サ 地域の金融機関 1 シ 近隣住民 1 <p>※複数の立場を持つ者については、その中から1つの立場を選択してカウントする。</p>	

⑥-2 事業実施体制（担い手）	
<p>推進会議又は協議会の構成員のうち農業者について、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）</p> <p>イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）</p> <p>ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）</p> <p>エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</p>	6
⑦-1 その他（農林漁業循環経済先導計画との関連）	
<p>以下ア・イのいずれかの場合</p> <p>ア 事業実施地域の所在する市町村が、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記13第1第1項に規定する農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）を作成しており事業内容と合致している場合</p> <p>イ 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、先導計画を令和8年度末までに当該市町村が作成することが見込まれる場合</p>	4 2
⑦-2 その他（スマート農業技術との関連）	
<p>推進会議又は協議会の構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている者が含まれ、当該計画が事業実施計画に記載されている事業内容と合致しており、当事業において再生可能エネルギー・マテリアルをスマート農業技術に活用する又は活用することを検討する場合</p>	2
⑦-3 その他（地域計画との関連）	
<p>事業実施地域の所在する市町村が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を定めており、事業実施主体が当該地域計画の区域内を対象に事業を実施する場合</p>	2
⑦-4 その他（脱炭素先行地域への選定）	
<p>事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されている場合</p>	2
⑦-5 その他（継続性）	
<p>過年度に当事業（営農型太陽光発電のモデル的取組支援を含む）に取り組んでおり、地域における最適な営農型太陽光発電に関するモデルを策定済の場合</p>	6
⑦-6 その他（新規性）	
<p>事業実施主体が事業実施地域の所在する都道府県において、初めて当事業（営農型太陽光発電のモデル的取組支援を含む）に取り組む事業実施主体である場合</p>	2

(10) - 2 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
 （未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援）

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性		
<p>事業実施主体である民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。 b 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1人以上含まれている。 <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>民間団体等の構成員のうち計画認定者等が1人以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p>		<p>5</p> <p>3</p> <p>5</p>
⑥ 関連性・継続性・有効性・地域性		
関連性	<p>他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）</p> <p>ア 事業実施地域の所在する市町村が策定するバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。</p> <p>イ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記13第1第1項に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた取組</p> <p>ウ 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。</p> <ul style="list-style-type: none"> a バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条第1項に基づき、事業実施地域の所在する都道府県が策定する都道府県バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 	<p>10</p> <p>8</p> <p>5</p>

	<p>b バイオマス活用推進基本法第21条第2項に基づき事業実施地域の所在する市町村が策定する市町村バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組</p> <p>c 分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープランに位置付けられた取組</p> <p>d 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に基づく基本計画に位置付けられた取組</p> <p>e 事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組</p> <p>f 事業実施主体の所在する市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づき策定する地域計画に位置付けられた取組</p>	
継続性	<p>単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。</p> <p>ア バイオマス地産地消に係る事業の継続性が十分期待できる。</p> <p>イ バイオマス地産地消に係る事業の継続性が概ね期待できる。</p> <p>ウ 事業の継続性が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
有効性	<p>事業の目的が、バイオマス活用推進基本法第20条第1項に規定されるバイオマス活用推進基本計画に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっているか。</p> <p>ア 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっている。</p> <p>イ 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっていない。</p>	<p>5</p> <p>不選定</p>
	<p>事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。</p> <p>ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。</p> <p>イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。</p> <p>ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
地域性	<p>事業内容が地域内の未利用資源の活用や荒廃農地の解消など、地域に裨益する成果が見込まれるか。</p> <p>ア 地域住民や自治体と連携がとれ、十分な裨益効果が期待される。</p> <p>イ 地域住民や自治体等との連携がとれ、ある程度の裨益効果が期待される。</p>	<p>5</p> <p>3</p>

	ウ 地域への裨益効果が期待できない。	不選定
⑦ 波及性		
<p>交付等要綱別記9-1の第1第2項に掲げる次の(1)及び(2)の事業ごとに以下のア及びイの項目を1つ選択する。</p> <p>(1) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証ーア</p> <p>(2) 未利用資源の混合利用促進ーイ</p>		
波及性	<p>ア 事業実施計画について、将来的に資源作物の作付面積拡大、バイオ燃料等の製造が見込まれ、地域のエネルギー地産地消や国産バイオマス製品の利用促進に寄与する取組となっているか。</p> <p>a 関係者間の連携が十分図られており、将来的に資源作物の作付面積拡大、バイオ燃料等の製造が見込まれ、地域のエネルギー地産地消や国産バイオマス製品の利用促進に寄与する取組となっている。</p> <p>b 関係者間の連携が図られており、担い手や販路の確保等の課題を解決することでバイオ燃料等の製造が見込まれる取組となっている。</p> <p>c 資源作物の栽培の定着やバイオ燃料等の製造に及ばない取組となっている。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>イ 事業実施計画について、将来的に未利用資源の燃料としての利用量の拡大が見込まれ、地域のエネルギー地産地消に寄与する取組となっている。</p> <p>a 関係者間の連携が十分図られており、将来的に未利用資源の利用量拡大が見込まれ、地域のエネルギー地産地消の促進に寄与する取組となっている。</p> <p>b 関係者間の連携が図られており、原料供給者や販路の確保等の課題を解決することでエネルギー利用が見込まれる取組となっている。</p> <p>c 未利用資源の燃料利用による地域のエネルギー地産地消に寄与する取組となっていない。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>不選定</p>

10) - 3 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
 （次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援）

評価項目及び配点基準	ポイント
<p>⑤ 法との関連性</p> <p>推進会議又は協議会の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等 <ul style="list-style-type: none"> a 推進会議又は協議会の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。 5 b 推進会議又は協議会の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1者以上含まれている。 3 イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等 5 <p>推進会議又は協議会の構成員について計画認定者等が1者以上含まれている。</p> 	
<p>⑥ 事業実施体制（多様性）</p> <p>多様な立場の者が推進会議又は協議会の構成員となっているか。次の項目のいずれかの立場の者が含まれる場合、当該ポイントを加算する。</p> <p>（複数選択可、最大22点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都道府県（農林漁業担当） 2 イ 都道府県（環境担当） 1 ウ 市町村（農林漁業担当） 2 エ 市町村（環境担当） 1 オ 次世代型太陽電池の知見を有する者 2 カ 学識経験者 2 キ 公設試験場（農業・林業・水産） 2 ク 地域の農林漁業者 2 ケ 農業委員会 2 コ 地域の農林漁業者の組織する団体 2 サ 地域の発電事業者 1 シ 電気の供給先 1 ス 地域の金融機関 1 	

セ 近隣住民 ※複数の立場を持つ者については、その中から1つの立場を選択してカウントする。	1
⑦-1 その他（スマート農業技術との関連）	
推進会議又は協議会の構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている者が含まれ、当該計画が事業実施計画に記載されている事業内容と合致しており、当事業において再生可能エネルギーをスマート農業技術に活用する又は活用することを検討する場合	6
⑦-2 その他（脱炭素先行地域への選定）	
事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されている場合	4
⑦-3 その他（新規性）	
事業実施主体が事業実施地域の所在する都道府県において、初めて当事業に取り組む事業実施主体である場合	4
⑦-4 その他（産業競争力強化）	
国産の原材料を活用するなどにより、我が国の次世代型太陽電池産業の競争力強化に資する事業内容となっていない場合	不選定

(11) 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

評価項目及び配点基準	ポイント
⑤ 法との関連性	
<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までにこれらの認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p> a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p> b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p> 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>
⑥—1 事業実施体制（多様性）	
<p>多様な立場の者が推進会議又は協議会の構成員となっているか。次の項目のいずれかの立場の者が含まれる場合、当該ポイントを加算する。（複数選択可、最大8点）</p> <p>ア 都道府県</p> <p>イ 市町村</p> <p>ウ 農業協同組合</p> <p>エ 農業協同組合連合会</p> <p>オ 資材製造事業者又は資材販売事業者</p>	<p></p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p>
⑥—2 事業実施体制（確実性）	
<p>プラスチックの資材・回収・処理等に関して広く知見や経験を持つ有識者（学識経験者、業界専門家、業界団体の専門家等）が推進会議又は協議会の構成員となっているか。</p> <p>ア 推進会議又は協議会の構成員となっている。</p> <p>イ 推進協議又は協議会の構成員となっていない。</p>	<p></p> <p>4</p> <p>0</p>
⑦—1 その他（モデル地域性）	
<p>事業実施主体が多様な実証に取り組み、モデル地域の形成に効果的に寄与しているか。事業実施主体が本事業で実施する取組について、以下のア～エから選択すること。（複数選択可、最大8点）</p>	<p></p>

ア 新たなリサイクル技術の実証	2
イ 回収システムの実証	2
ウ 複数協議会で連携した回収体制の実証	2
エ 排出抑制のための普及啓発	2
⑦—2 その他（継続性）	
主に農業由来の廃プラスチック回収作業について、単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。	
ア 事業の継続性は十分期待できる。	4
イ 事業の継続性が概ね期待できる。	2
ウ 事業の継続性が期待できない。	0
⑦—3 その他（有効性）	
事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	
ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	4
イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	2
ウ 現状の把握、課題の把握が行われない。	0
⑦—4 その他（波及性）	
直近の年における廃プラスチックの取扱実績量、又は事業終了後の取扱予定量について、以下のア又はイの a～c のうち該当するものを選択すること。（複数選択不可）	
ア 事業実施主体の構成員に資材製造事業者又は資材販売事業者を含む場合	
a 3トン以上	4
b 1トン以上3トン未満	2
c 1トン未満	0
イ 事業実施主体の構成員に資材製造事業者又は資材販売事業者を含まない場合	
a 10トン以上	4
b 3トン以上10トン未満	2
c 3トン未満	0

(12) バイオマスの地産地消（整備事業）

評価項目及び配点基準	ポイント
<p>⑤ 法との関連性</p> <p>事業実施主体である民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和7年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。</p> <p>（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。 5 b 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1人以上含まれている。 3 <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等 5</p> <p>民間団体等の構成員のうち計画認定者等が1人以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p>	
<p>⑥ 関連性</p> <p>他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）</p> <p>ア 事業実施地域の所在する市町村が策定するバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。 10</p> <p>イ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記13第1第1項に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた取組 8</p> <p>ウ 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。 5</p> <ul style="list-style-type: none"> a バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条第1項に基づき、事業実施地域の所在する都道府県が策定する都道府県バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 b バイオマス活用推進基本法第21条第2項に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する市町村バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 	

	<p>c 分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープランに位置付けられた取組</p> <p>d バイオ戦略に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組</p> <p>e 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に基づく基本計画に位置付けられた取組</p> <p>f 事業実施地域の所在する都道府県が中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号）に基づき策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組</p> <p>g 事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組</p> <p>h 事業実施主体の所在する市町村において農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づき策定する地域計画に位置付けられた取組</p> <p>エ アからウのいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に事業実施地域の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の具体的波及効果に関する記載がある。</p>	3
⑦ 安定性・確実性		
安定性	<p>事業実施主体又は事業実施主体を保障する親会社等の財務状況基盤は安定しているか（アからエまでのいずれかから選択すること。）</p> <p>※決算（事業）報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。</p> <p>事業実施主体又は事業実施主体を保障する親会社等について</p> <p>ア 直近の経常損益が 3 年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。又は、事業実施主体が地方公共団体である。</p> <p>イ 経常損益が直近 3 年間のうち 1 年以上黒字となっていること、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。</p> <p>ウ 経常損益が直近 3 年間のうち 1 年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていない。</p> <p>エ 直近 3 年間の経常損益が 3 年連続赤字となっている、かつ、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>0</p> <p>不選定</p>
確実性	<p>事業実施要件は具備されているか。</p> <p>ア 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地が確保されていることが契約書等により確認できる。</p> <p>イ 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがあることが用地交渉記録等により確認できる。</p>	<p>6</p> <p>3</p>

	<p>ウ 資金調達計画が作成されていること、又は、施設用地の確保が見込まれることが書面で確認できない。</p>	不選定
	<p>原料の調達（調達体制）は確立されているか。</p> <p>ア 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達が確約されている。</p> <p>イ 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達が確約されており、それ以外からも今後調達する見込みがある。</p> <p>ウ 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達が確約されていない。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>製造された製品等（副産物を含む。）の販路、利用先の確保はされているか。</p> <p>ア 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されている。</p> <p>イ 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。</p> <p>ウ 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用が確約されていない。</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>事業を適格に実施するための専門性はあるか。</p> <p>ア 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。</p> <p>イ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。</p> <p>ウ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>不選定</p>

(13) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

	評価項目及び配点基準	ポイント
⑤ 法との関連性	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者若しくは令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者と連携する事業実施計画となっているか。</p> <p>(10点満点)</p> <p>ア 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある農林漁業者と連携する計画となっている。</p> <p>イ 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者と連携する計画となっている。</p>	<p>10</p> <p>5</p>
⑥-1 波及性	<p>アからウまでのいずれかを選択し、さらにaからcまでのいずれかを選択すること。</p> <p>ア 化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）に取り組む場合、広域に流通させる計画となっているか。</p> <p>a 都道府県域を越えて普及拡大を図る計画となっている。</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圏と比べて広域的に普及拡大を図る計画となっている。</p> <p>c a、b以外の計画</p> <p>イ 有機農産物、特別栽培農産物等の農林漁業由来に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売等（以下「新商品の生産・販売」という。）に取り組む場合、環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物について広域的に農林漁業者と取引を行う又は広域的に流通・販売する計画であるか。</p> <p>a 都道府県域を越えて取引、流通・販売を行う計画となっている。</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圏と比べて広域的に取引、流通・販売を行う計画となっている。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p> <p>8</p> <p>4</p>

	c a、b以外の計画	不選定
⑥-2 先進性	アからウまでのいずれかを選択し、さらに a 又は b のいずれかを選択すること。	
	ア (資材の生産・販売の場合) 代替肥料やバイオ炭等に利用する原材料の種類、利活用方法、流通量の規模について先進的な計画となっているか。	4
	a 事業実施区域内に同様の取組がみられない。	不選定
	b 事業実施区域内に同様の取組がみられる。	
	イ (新商品の生産・販売の場合) 導入又は改善を検討する流通の方式、地域、規模等について先進的な計画となっているか。	4
	a 事業実施区域内に同様の取組がみられない。	不選定
	b 事業実施区域内に同様の取組がみられる。	
	ウ (流通の合理化の場合) 導入又は改善を検討する流通の方式、地域、規模等について先進的な計画となっているか。	4
	a 事業実施区域内に同様の取組がみられない。	不選定
	b 事業実施区域内に同様の取組がみられる。	
⑥-3 関連施策	他の施策と連携している取組であるか。次の項目に該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択可) (6点満点)	
	ア 本事業で整備する施設が、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知)別記13第1に基づく農林漁業循環経済先導計画に位置付けられている。	2
	イ 化学肥料・化学農薬の使用の低減に資する資材を製造する場合であって、「みどり投資促進税制」を活用する見込みである。	4
	ウ 有機農産物、特別栽培農産物等の農林漁業由来に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の需要拡大・流通の合理化等(以下「流通の合理化」という。)に取り組む場合、環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物について広域的に農林漁業者と取引を行う又は広域的に流通・販売する計画であるか。	
	a 都道府県域を越えて取引、流通・販売を行う計画となっている。	8
	b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圏と比べて広域的に取引、流通・販売を行う計画となっている。	4
	c a、b以外の計画	不選定
⑦-1 安定性	事業実施主体又は事業実施主体を保証する親会社等の財務状況基盤は安定しているか(アからウまでのいずれかを選択すること。)※決算(事業)報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。	

	<p>事業実施主体又は事業実施主体を保証する親会社等について、</p> <p>ア 直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。又は、事業実施主体が地方公共団体である。</p> <p>イ 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、かつ、直近の決算において債務超過となっていないこと。</p> <p>ウ 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。</p> <p>エ 直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている、かつ、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>不選定</p>
⑦-2 確実性	<p>必要な資金が担保されているか。</p> <p>ア 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地が確保されていることが契約書等により確認できる。</p> <p>イ 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがあることが用地交渉記録等により確認できる。</p> <p>ウ 資金調達計画が作成されていること、又は、施設用地の確保が見込まれることが書面で確認できない。</p>	<p>5</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
	<p>原料又は環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物（以下「原料等」という。）の調達体制は確立されているか。</p> <p>ア 計画量の全量に対し、原料等の調達先（原料の収集・運搬者を含む。）との間で、契約書や同意書等により調達が確約されている。</p> <p>イ 計画量の一部に対し、原料等の調達先（原料の収集・運搬者を含む。）との間で契約書や同意書等により調達が確約されており、それ以外からも今後調達する見込みがある。</p> <p>ウ 原料等の調達先（原料の収集・運搬者を含む。）との間で、契約書や同意書等による調達が確約されていない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
	<p>製品の販路、利用先の確保はされているか。</p> <p>ア 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されている。</p> <p>イ 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。</p> <p>ウ 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用が確約されていない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
	<p>事業を適格に実施するための専門性はあるか。</p>	

	<p>ア 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。</p> <p>イ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。</p> <p>ウ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にならない。</p>	<p>3</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
	<p>その他の事業実施要件が具備されているか。</p> <p>ア 要件を満たしている。</p> <p>イ 要件を満たしていない。</p>	<p>2</p> <p>不選定</p>

(14) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

評価項目及び配点基準		ポイント
⑤ 法との関連性	以下のアからウのうち該当するものをいずれか1つ選択すること。 (10点満点)	
	ア 事業実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者(以下「特定計画認定者」という。)である。	10
	イ 事業実施主体が特定環境負荷低減事業活動実施計画に位置付けられた法第21条第3項に規定する事業者(以下「関連措置実施者」という。)である。	5
	ウ 事業実施主体が法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者(以下「みどり計画認定者」という。)である。	3
⑥-1 関連施策	他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択可)(9点満点)	
	ア みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知)別記10第1の1に基づき市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた事業化プロジェクトとなっている。	2
	イ 事業実施主体(事業実施主体が関連措置実施者の場合は特定計画の構成員)が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項及び第3項に基づき事業実施地域で策定された地域計画の目標地図に位置付けられている経営体である。	2
	ウ 化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組み、導入する機械が「みどり投資促進税制」の対象機械であって、「みどり投資促進税制」を活用する見込みである。	5
⑥-2波及性	以下のいずれかを選択すること。 (特定計画認定者、みどり計画認定者の場合)	
	ア 初めて本事業を活用して施設整備を行い、導入する施設は5経営体以上で活用する予定である。	8
	イ 初めて本事業を活用して施設整備を行い、導入する施設は2～4経営体で活用する予定である。	6
	ウ 初めて本事業を活用して施設整備を行い、導入する施設は1経営体で活用する予定である。	2

	<p>エ 過年度に本事業を活用して施設整備を実施している。 (関連措置実施者の場合)</p> <p>オ 導入する施設で製造する資材の提供先又は取り扱う農林水産物の調達先は5経営体以上の予定である。</p> <p>カ 導入する施設で製造する資材の提供先又は取り扱う農林水産物の調達先は2～4経営体の予定である。</p>	<p>0</p> <p>4</p> <p>2</p>
⑦-1 環境負荷低減の取組	<p>事業実施主体の取組内容について、以下のア～クからいずれか1つ選択すること。ただし、ウを選択する場合は、a から h のいずれか1つ選択すること。</p> <p>(特定計画認定者の場合)</p> <p>ア 有機農業の生産活動</p> <p>イ 排熱の改修利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動</p> <p>ウ 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動</p> <p>a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用低減</p> <p>b 温室効果ガスの排出の量の削減</p> <p>c 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少</p> <p>d 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少</p> <p>e 餌料等の投与により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量が減少</p> <p>f 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用</p> <p>g 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資材由来のプラスチックの使用量削減</p> <p>h 化学肥料・化学農薬の使用減少と合わせて行う生物多様性の保全</p> <p>エ 上記ア、イ及びウの a から h の類型に複数取り組む場合 (関連措置実施者の場合)</p> <p>オ 特定計画認定者に提供する資材を製造する場合</p> <p>カ 特定計画認定者の生産した環境負荷低減農林水産物の加工・流通に取り組む場合 (みどり計画認定者の場合)</p> <p>キ 目標年度における主要な事業対象作物の有機農業による作付面積が、次の a から f に記載の面積以上である場合</p> <p>a 稲：10 ha</p>	<p>10</p> <p>12</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>6</p>

	<p>b 麦・大豆・雑穀：5 ha c いも類・露地野菜：2 ha d 茶：2 ha e 果樹：1 ha f 施設園芸：1 ha</p> <p>ク 目標年度における主要な事業対象作物の有機農業による作付面積が、次の a から f に記載の面積以上である場合</p> <p>a 稲：4 ha b 麦・大豆・雑穀：2 ha c いも類・露地野菜：1 ha d 茶：1 ha e 果樹：0.5 ha f 施設園芸：0.5 ha</p>	4
⑦-2 波及性	<p>以下のア～キからいずれか1つ選択すること。 (特定計画認定者又はみどり計画認定者の場合) 実施計画に記載した(特定)環境負荷低減事業活動の目標面積について、現状と比較した際に拡大する計画となっているか。</p> <p>ア 1割以上拡大する計画となっている。 7 イ 1割未満拡大する計画となっている。 4 ウ 現状を維持する計画となっている。 1</p> <p>(関連措置実施者の場合) 実施計画に記載した取組について、新たに取り組む計画となっているか。</p> <p>エ 新たに取り組む計画となっている。 7 オ 取扱量を3割以上増やす計画となっている。 4 カ 取扱量を3割未満増やす計画となっている。 2 キ 現状を維持する計画となっている。 1</p>	

(15) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

評価項目及び配点基準	ポイント
⑤ 法との関連性	
<p>1 事業実施主体が協議会又は民間団体等の場合</p> <p>事業実施主体である協議会又は民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者 ・法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 ・法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている者又は令和8年度末までに認定を受ける見込みがある者 <p>（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、アのa、b及びイのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 協議会又は民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1人以上含まれている。 b 協議会又は民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。 <p>イ 協議会又は民間団体等の構成員のうち基盤確立事業実施計画の計画認定者等が1者以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p> <p>2 事業実施主体が地方公共団体の場合</p> <p>以下に該当する場合、当該ポイントを加算する。</p> <p>事業内容について、計画認定者等との連携（計画認定者等が所有する農林漁業関連施設にエネルギーを供給する等）が見られる。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>10</p>
⑥ 他の施策との関連性	
<p>他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択可、最大6点）</p> <p>ア 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に基づく基本計画に位置付けられた取組と連携している。</p> <p>イ 事業実施地域の所在する市町村が策定するバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。</p> <p>ウ バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条第1項に基づき、事業実施地域の所在する都道府県が策定する都道府県バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組と連携している。</p> <p>エ バイオマス活用推進基本法第21条第2項に基づき、事業実施地域の所在する</p>	<p>4</p> <p>4</p> <p>2</p> <p>2</p>

<p>市町村が策定する市町村バイオマス活用推進計画（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組と連携している。</p> <p>オ 分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープランに位置付けられた取組と連携している。</p> <p>カ 事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組と連携している。</p> <p>キ 事業実施主体の所在する市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づき策定する地域計画に位置付けられた取組と連携している。</p>	2
<p>⑦-1 安定性</p> <p>財務状況基盤は安定しているか（アからウまでのいずれかを選択すること。） ※決算（事業）報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。</p> <p>事業実施主体又は事業実施主体を保障する親会社等について</p> <p>ア 直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。又は、事業実施主体が地方公共団体である。</p> <p>イ 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。</p> <p>ウ 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていない。</p> <p>エ 直近3年間の経常損益が3年連続赤字となっている、かつ、直近の決算において債務超過となっている。</p>	4 2 0 不選定
<p>⑦-2 事業実施要件</p> <p>事業実施要件は具備されているか。</p> <p>ア 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地が確保されていることが契約書等により確認できる。</p> <p>イ 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがあることが用地交渉記録等により確認できる。</p> <p>ウ 資金調達計画が作成されていること、又は、施設用地の確保が見込まれることが書面で確認できない。</p>	4 2 不選定
<p>⑦-3 供給先の確保</p> <p>導入した設備等を用いて得られたエネルギー又は移送するエネルギーについて、利用先の確保はされているか。</p> <p>ア 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されている。又は全量を自家利用することが確実である。</p> <p>イ 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込み</p>	4 2

<p>がある。又は計画量の一部を自家利用することが確実であり、それ以外についても今後、販売・利用する見込みがある。</p> <p>ウ 上記ア、イに該当しない。</p>	不選定
⑦-4 農林漁業関連施設等への供給	
<p>導入した設備等を用いて得られたエネルギー又は移送するエネルギーについて、計画量の50%以上を農林漁業関連施設等で利用することが確実である。</p>	10
⑦-5 専門性	
<p>事業を適格に実施するための専門性はあるか。(アからウまでのいずれかを選択すること。)</p> <p>ア 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。</p> <p>イ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。</p> <p>ウ 上記ア、イに該当しない。</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
⑦-6 その他(導入する営農型太陽光発電の持続性)	
<p>営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、モデルに基づき導入する営農型太陽光発電について、次のア～キのうち該当するものをすべて選択すること。(最大6点)</p> <p>ア 事業実施主体又は農作物の生産・販売を担う者が、下部農地で栽培する農作物について、見込まれる収穫量を上回る販売・出荷実績等を有すること。</p> <p>イ 下部農地で栽培される農作物が土地利用型作物(米、麦、大豆)であること。</p> <p>ウ 下部農地で栽培される農作物について、地域の主要な農作物や特産品など地域振興・農業振興上重要と認められる品目であること。</p> <p>エ 下部農地で栽培される農作物について、農業協同組合や卸売市場など地域において一般的な出荷先・販売先が存在する品目ではない場合。</p> <p>オ モデルに基づいて導入予定の設備の遮光率が30%以上の場合(栽培期間における日射量の減少を常に下部農地の全ての地点で20%未満にできる場合を除く)。</p> <p>カ 設備下で栽培する作物が育成に年数を要することなどにより、目標年度までに十分な収量が確保可能と見込まれない場合。</p> <p>キ 導入する営農型太陽光発電設備の仕様がモデルに基づいたものと認められない場合(営農との両立の観点からモデルを改良して導入するものその他やむを得ない変更と認められる場合を除く)。</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>不選定</p> <p>不選定</p> <p>不選定</p> <p>不選定</p>